

議案第 5 号

関市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

関市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり
制定するものとする。

平成 2 8 年 2 月 2 2 日提出

関市長 尾 関 健 治

提案理由

地方公務員法及び学校教育法の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

関市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

関市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年関市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

第8条の3第1項第2号中「小学校」の次に「、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を早出遅出勤務開始日とする改正後の関市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条の3の規定による請求を行おうとする職員は、施行日前においても、規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。